

【報告事項 第1号】

南房総市国民健康保険条例の
一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年9月25日

南房総市長 石 井 裕

南房総市条例第30号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(南房総市子ども医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 南房総市子ども医療費助成に関する条例(平成18年南房総市条例第121号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「受給券及び被保険者証」を「おいて医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給券」に改める。

(南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正)

第2条 南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成18年南房総市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「医療保険証(被保険者証、組合員証及び加入者証をいう。以下同じ。)及び受給券」を「おいて医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給券」に改める。

第8条第2号中「医療保険証の記載事項」を「被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者の資格に係る情報」に改める。

(南房総市重度心身障害者医療費等支給条例の一部改正)

第3条 南房総市重度心身障害者医療費等支給条例(平成18年南房総市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「受給券及び被保険者証」を「おいて国民健康保険法、健康保険法その他の法律の規定による電子資格確認等により被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給券」に改める。

(南房総市国民健康保険条例の一部改正)

第4条 南房総市国民健康保険条例(平成18年南房総市条例第126号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求めてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

南房総市条例第30号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(南房総市子ども医療費助成に関する条例の一部改正) (第1条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(受給券)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 保険医療機関において前条第1項第1号及び第3号に係る医療費の助成を受けようとする場合は、助成対象者は、当該保険医療機関において<u>医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給券を提示しなければならない。</u></p> <p>第7条～第12条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(受給券)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 保険医療機関において前条第1項第1号及び第3号に係る医療費の助成を受けようとする場合は、助成対象者は、当該保険医療機関に<u>受給券及び被保険者証を提示しなければならない。</u></p> <p>第7条～第12条 (略)</p>

(南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正) (第2条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(受給券)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受給資格者が保険医療機関で医療等を受けるときは、<u>保険医療機関において医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給券を提示するものとする。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>(届出義務)</p> <p>第8条 受給資格者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療保険各法の保険の種類又は<u>被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者の資格に係る情報</u>に変更があったとき。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>第9条～第11条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(受給券)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受給資格者が保険医療機関で医療等を受けるときは、保険医療機関に<u>医療保険証(被保険者証、組合員証及び加入者証をいう。以下同じ。)</u>及び<u>受給券</u>を提示するものとする。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(届出義務)</p> <p>第8条 受給資格者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療保険各法の保険の種類又は<u>医療保険証の記載事項</u>に変更があったとき。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>第9条～第11条 (略)</p>

(南房総市重度心身障害者医療費等支給条例の一部改正) (第3条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(受給券)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定による受給券の交付を受けた者は、保険医療機関において前条第1項又は第2項の規定による医療費の支給を受けようとするときは、<u>当該保険医療機関において国民健康保険法、健康保険法その他の法律の規定による電子資格確認等により被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給券を提示</u>しなければならない。</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(受給券)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定による受給券の交付を受けた者は、保険医療機関において前条第1項又は第2項の規定による医療費の支給を受けようとするときは、<u>当該保険医療機関に受給券及び被保険者証を提示</u>しなければならない。</p>
<p>第6条～第11条 (略)</p>	<p>第6条～第11条 (略)</p>

(南房総市国民健康保険条例の一部改正) (第4条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第1条～第12条 (略) 第13条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、10万円以下の過料に処する。	第1条～第12条 (略) 第13条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求めてこれに応じない場合においては、10万円以下の過料に処する。
第14条～第16条 (略)	第14条～第16条 (略)

◇放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二六三号）（総務省）
 放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三六号）の施行期日は、令和七年一月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年八月一日とする。こととした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二六四号）（防衛省）
 1 令和六年三月卒業の防衛医科大学卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額について、防衛省設置法第一六条第一項第一号の教育訓練を修了した者においては四、三八〇万円、同項第二号の教育訓練を修了した者においては九三一万円、同項第三号の教育訓練を修了した者においては九三〇万円とすることとした。（別表第一一関係）
 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

政令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二六十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十四條の三第一項及び第四項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八條並びに第八十二條第一項及び第四項、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十八條及び第四十一條、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二條第二項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十五條第二項及び第二十條の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条―第七条）

第二章 経過措置（第八条―第十一条）

附則

第一章 関係政令の整備等

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第一項中「第十七条の八」を「第十七条の八の四」に改める。

第十七条の八の三の次に次の一条を加える。

（自衛官等であることの確認）

第十七条の八の四 法第二十二條第六項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは同項に規定する電磁的方法により同項の防衛省令で定める事項の提供を受けた自衛官等は、当該書面又は当該事項を防衛省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第十七条の五の二第一項並びに前条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条の四第一項、第十七条の四の三第一項、第十七条の四の四第一項及び第十七条の四の五第一項の確認を受けることができる。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第二条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条から第一条の三までを削る。

第二条中「法」を「国民健康保険法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とする。

第三条第五項中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(会長)

第四条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条 削除

第二十五条の二を削る。

第二十六条中「第二十三条から第二十五条まで」を「前三条」に改める。

第二十七条の二第二項中「(地方税法)」の下に「昭和五十五年法律第二百二十六号」を加える。

第二十八条の六中「第五十四条の三第二項」を「第五十四条の三第六項」に改め、同条を第二十八條の八とし、第二十八条の五の次に次の二条を加える。

第二十八條の六 法第五十四条の三第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ)を納付することができないと認められる事情とする。

一 世帯主又は組合員がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。

二 世帯主若しくは組合員又はこれらの者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したこと。

三 世帯主又は組合員がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四 世帯主又は組合員がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

第二十八條の七 法第五十四条の三第四項に規定する政令で定める特別の事情は、世帯主又は組合員が滞納している保険料につきその額が著しく減少したこと又は前条に定める事情とする。

第二十九条の五中「第一条の一」を「第二十八条の六の一」に改め、同条後段を削る。

第三十条中「被保険者証の交付の請求又は返還」を「法第九条第二項及び第四項の規定による求め」に改める。

第三條 (高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)
平成十九年政令第三百十八号の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の二」を「第五条」に改める。

第二条第三号中「第五十四條第三項」の下に「及び第五項」を加え、「被保険者証の交付の申請」を「求め」に、「及び当該被保険者証」を「並びに当該求めに係る書面」に、「同条第八項の規定により交付される被保険者証の引渡し」を「同条第三項及び第五項に規定する電磁的方法による提供」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「第五十四條第十一項」を「第五十四條第七項」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第七号を第五号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条を削り、第五条の二を第五条とする。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 法第八十二条第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

一 保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主(以下この条において「滞納被保険者等」という。)がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

(法第八十二条第四項に規定する政令で定める特別の事情)

第十二条の三 法第八十二条第四項に規定する政令で定める特別の事情は、被保険者が滞納している保険料につきその額が著しく減少したこと又は前条に定める事情とする。

第十三条第一項中「第八十二条第二項」を「第八十二条第六項」に改め、同条第二項中「法第八十二条第二項」を「法第八十二条第六項」に改め、同項の表第六十五條の項中「被保険者証が交付されているならば療養」を「第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている同条第一項に規定する保険料滞納者(以下この条、第七十六條第二項第一号及び第七十九條第二項において「保険料滞納者」という。)がこれらの規定の適用を受けていないとすれば療養」に、「被保険者証が交付されているならば」を「第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けていないとすれば療養」に、「被保険料滞納者がこれらの規定の適用を受けていないとすれば」に改め、同表第七十條第二項の項及び第七十二條第二項の項中「第八十二条第二項」を「第八十二条第六項」に改め、同表第七十六條第二項第一号の項及び第七十九條第二項の項中「被保険者証が交付されているならば」を「第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者がこれらの規定の適用を受けていないとすれば」に改める。

第十四條第一項第一号及び又中「第八十二条第二項」を「第八十二条第六項」に改める。

第十七條中「第四条」を「第十二條の二」に改める。

第三十五條の表第三十條の項を次のように改める。

第三十條 保険給付に

法第九條第二項及び第四項

高齢者医療確保法第五十六條に規定する後期高齢者医療給付(以下「後期高齢者医療給付」という。)に

高齢者医療確保法第五十四條第三項及び第五項

第四條 (住民基本台帳法施行令の一部改正)
昭和四十二年政令第二百九十二号の一部を次のように改正する。

第十二條第二項第三号中「第九項」を「第五項」に、「同条第十四項」を「同条第六項」に改める。

第二十七條第一号ハを次のように改める。

ハ その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯に属する被保険者のうちいずれかの者に係る被保険者記号・番号(国民健康保険法第一百一十條の二第一項に規定する被保険者記号・番号をいう。以下この条において同じ)において同じ。

第二十七條第一号に次のように加える。

二 ハに規定する場合において、当該世帯の世帯主が国民健康保険法第五十四條の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けているときは、その旨

第二十七條第二号中「その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その者に係る被保険者記号・番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨及びその者に係る国民健康保険の被保険者証に記載された被保険者記号・番号」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ その者に係る被保険者記号・番号

ロ その者が属する世帯の世帯主が国民健康保険法第五十四條の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている場合には、その旨

第二十七條第三号口を次のように改める。

口 その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯に属する被保険者のうちいずれかの者に係る被保険者記号・番号

第二十七条第三号に次のように加える。

ハ 口に規定する場合において、当該世帯の世帯主が国民健康保険法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けているときは、その旨

第二十七条第四号を次のように改める。
ロ その者に係る被保険者記号・番号

第二十七条第四号に次のように加える。
ハ その者が属する世帯の世帯主が国民健康保険法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている場合には、その旨

第三十条第一項中「国民健康保険の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、後期高齢者医療の被保険者証（高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の被保険者証をいう。）若しくは被保険者資格証明書（同法第五十四条第七項の被保険者資格証明書をいう。）を「国民健康保険法第九条第二項に規定する書面、高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項に規定する書面」に改める。

（行政手続法施行令の一部改正）

第五条 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第五号中「第五十四条の三第二項」を「第五十四条の三第六項」に改める。

第六条 個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。
第一条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等

第一条中第七号を次のように改める。
七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等

第一条中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。
八 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

第二十二條第一項第一号中、「健康保険の被保険者証」を削る。
（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正）

第七条 公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第一項第一号中、「健康保険の被保険者証」を削る。

第二章 経過措置

（職権による交付に関する読替え）

第八条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により改正法第六条の規定による改正後の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の二第一項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について改正法附則第十五条第一項の規定を準用する場合には、同項中「保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）」とあるのは「全国健康保険協会（船員保険法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会をいう。）」と、「第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段」とあるのは「第六条の規定による改正後の同法第二十八条の二第一項前段」と読み替えるものとする。

2 改正法附則第十五条第二項の規定により改正法第八条の規定による改正後の防衛省の職員給与等に関する法律第二十二條第六項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について改正法附則第十五条第一項の規定を準用する場合には、同項中「保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）」とあるのは「国」と、「第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段」とあるのは「第八条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條第六項前段」と、「被保険者」とあるのは「本人」と、「厚生労働省令」とあるのは「防衛省令」と読み替えるものとする。

3 改正法附則第十五条第二項の規定により改正法第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十三条の二第一項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について改正法附則第十五条第一項の規定を準用する場合には、同項中「保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）」とあるのは「国家公務員共済組合法第三条に規定する組合」と、「第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段」とあるのは「第九条の規定による改正後の同法第五十三条の二第一項前段」と、「被保険者」とあるのは「同法に基づく共済組合の組合員」と、「厚生労働省令」とあるのは「財務省令」と読み替えるものとする。

4 改正法附則第十五条第二項の規定により改正法第十条の規定による改正後の国民健康保険法第九條第二項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について改正法附則第十五条第一項の規定を準用する場合には、同項中「保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）」とあるのは「市町村（特別区を含む。）又は国民健康保険法第十三条第一項に規定する組合」と、「第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段」とあるのは「第十条の規定による改正後の同法第九條第二項前段（同法第二十二條において準用する場合を含む。）」と、「被保険者」とあるのは「世帯主又は組合員」と読み替えるものとする。

5 改正法附則第十五条第二項の規定により改正法第十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第五十五条の二第一項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について改正法附則第十五条第一項の規定を準用する場合には、同項中「保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）」とあるのは「地方公務員等共済組合法第三条に規定する組合」と、「第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段」とあるのは「第十一条の規定による改正後の同法第五十五条の二第一項前段」と、「被保険者」とあるのは「同法に基づく共済組合の組合員」と、「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

6 改正法附則第十五条第二項の規定により改正法第十二條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四條第三項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について改正法附則第十五条第一項の規定を準用する場合には、同項中「保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合」と、「第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段」とあるのは「第十二條の規定による改正後の同法第五十四條第三項前段」と読み替えるものとする。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。）又は国民健康保険組合から被保険者証の交付を受けている世帯主又は組合員が同号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に保険料を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお従前の例による。

第十条 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に高齢者の医療の確保に関する法律第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合から被保険者証の交付を受けている被保険者が第二号施行日以後に保険料を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 第二号施行日前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この政令は、第二号施行日(令和六年十二月二日)から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 松本 剛明
厚生労働大臣 武見 敬三
防衛大臣 木原 稔

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百六十一号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十三号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年九月一日とする。

財務大臣 鈴木 俊一
厚生労働大臣 武見 敬三
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
内閣総理大臣 岸田 文雄

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百六十二号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十三号)の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令(平成十九年政令第三十号)の一部を次のように改正する。第七号第一項第一号ハ中「第二項第三号、第四号、第六号及び第七号」を「第二項第五号、第六号、第八号及び第九号」に改め、同項第三号イ中「第十三条第二項第三号」を「第十三条第二項第五号」に改める。

附 則

この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年九月一日)から施行する。

財務大臣 鈴木 俊一
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
内閣総理大臣 岸田 文雄

放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百六十三号

放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、放送法の一部を改正する法律(令和六年法律第三十六号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年八月十五日とする。

総務大臣 松本 剛明
内閣総理大臣 岸田 文雄

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百六十四号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第十一イの表平成二十七年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和六年三月 四千三百八十万円

別表第十一イの表平成三十年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和六年三月 九百三十一万円

別表第十一ハの表平成三十年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和六年三月 九百三十万円

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣 木原 稔
内閣総理大臣 岸田 文雄